

宿泊税事務についての質問とその回答

(令和6年6月更新)

目次

1	宿泊税の導入・用途に関する事	1
2	特別徴収義務者の登録に関する事	2
3	課税対象の判断に関する事	4
4	宿泊者からの宿泊税の徴収に関する事	9
5	申告・納入に関する事	11
6	特別徴収事務交付金に関する事	16

1 宿泊税の導入・使途に関すること

1 宿泊税とはどのような税金なのか。

A 宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成31年4月に導入した地方税（法定外目的税）です。

金沢市内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業の届出をして事業を営む住宅）へ宿泊する場合、その宿泊者に対して課税されます。

2 どのような経緯で宿泊税が導入されたのか。

A 本市の宿泊税は、金沢経済同友会や市議会からの提案を受けて検討を開始し、北陸新幹線開業による影響検証会議からも「京都市の制度を基本に導入を早急に検討する必要がある」との提言があったことから、市の検討案を議会や宿泊事業者に説明し、宿泊事業者のご意見やご要望を踏まえ、検討案を一部見直したうえで、平成29年3月、議会に条例案を提出し、議決されたものです。

3 宿泊税は何に使われているのか。

A 宿泊税の税収は、次の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用されています。

- ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

宿泊税を活用した施策については、金沢市公式ホームページ（宿泊税についてのページ）にパンフレットを掲載しています。

2 特別徴収義務者の登録に関すること

1 宿泊税特別徴収義務者登録申請書に添付する宿泊料金を確認できる書類は、どのようなものを提出すれば良いか。

A 宿泊税特別徴収義務者登録申請書に添付いただく宿泊料金の書類については、当該宿泊施設の宿泊料金がわかるものを提出してください。具体的には、宿泊料金の記載があるパンフレットや、インターネットに宿泊料金を掲載している場合は、宿泊料金を記載しているページのコピー等で構いません。

なお、時期により宿泊料金の変動する場合は、繁忙期の高い料金と閑散期の安い料金がわかる資料を添付してください。

2 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の代表者は、事業所の責任者でよいか。

また、住所は事業所の所在地でよいか。

○ 旅館業の営業許可は東京又は大阪の施設となっているが、金沢の営業管理者の会社名で登録申請書を提出してもよいか。

A 原則として、宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方ですので、旅館業の許可を受けた際の社名でご提出いただきますようお願いいたします。なお、同一法人である金沢の宿泊施設で書類等のやりとりを行う場合は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書の「書類の送付先」に記入してください。

3 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうなるのか。

A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）ですが、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

- 4 宿泊税特別徴収義務者登録申請書、納入申告書及び申告納入は、運営受託業者が代行することは可能か。
- 運営受託の形で経営している場合、特別徴収義務者はオーナー側か。それとも運営側か。
 - 海外在住オーナー様の物件管理をしているが、納税の代理をするにはどうすればよいか。

A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。

なお、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

- 5 今後、開業予定のホテルがあり、宿泊税特別徴収義務者登録申請書は営業開始の前日までに提出だが、金沢市旅館業法の許可を取った後の提出か、同時の提出かどちらがよいか。

A 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出については、添付資料として旅館業に係る許可証の写しの提出をお願いしていますので、旅館業の許可を受けた後にご提出いただくこととなります。

なお、旅館業の許可を受けた日に開業する予定であるなど、開業の前日までに旅館業の許可証の写しが提出できない場合は、許可申請中であることがわかる資料を御提出いただいたうえで、許可後に許可証の写しをご提出いただいても結構です。

3 課税対象の判断に関すること

1 1人当たりの宿泊料金は、税込みか。

A 消費税、地方消費税、入湯税等の租税に相当する金額は、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

2 宿泊料金に含まないもののうち、飲食（宿泊に伴い提供される）は、代金相当分の上限などはあるのか。

A 飲食代金等の上限については、条例等での規定はありません。飲食代金等の設定については、各宿泊施設で実態に応じ、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

3 0才～3才の幼児の場合、布団を使用しない場合でも1人900円をいただいているが、この場合どう取り扱えばよいのか。

A 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず課税されます。ご質問の場合、当該料金が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。

なお、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満（税抜き）の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 修学旅行の宿泊者は、課税免除とならないのか。研修、学習を目的とした場合、誘客を進めているのに、決定しても他縣市へ変わることも考えられる。

A 修学旅行等については、課税の公平性、特別徴収義務者の負担軽減の観点から、できる限り簡素でわかりやすい仕組みが望ましいという宿泊事業者団体からのご意見やご要望を踏まえ、課税免除を設けないこととしましたが、別途修学旅行に対する支援制度を設けています。

5 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体系だが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されるのか。

A 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金(以下「食事料金等」といいます。)が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

6 素泊まり料金のサービス料込みは課税対象となるのか。

A 宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

7 1人1泊につき課税されるのか。3～5日連続した宿泊の場合の取扱いは。

A 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、200円又は500円の宿泊税が宿泊数分課税されます。ただし、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満(税抜き)の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

なお、連続して宿泊(以下「連泊」といいます。)をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

また、連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

8 長期滞在(2ヶ月～3ヶ月)の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約(30日以上の場合可能)とした場合はどうか。

A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されます。ただし、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満(税抜き)の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

一方、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

9 長期滞在で、例えば1人1泊につき6,000円の宿泊で5泊のうち1泊分が無料となるキャンペーンの場合は、納税は800円 [(税率200円×4泊)+(0円×1泊)] で良いのか。

A 宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されませんので、ご質問の場合の宿泊税は、ご認識のとおり800円となります。

10 お客様がお越しにならず(不泊)、キャンセル料(100%)を頂く場合の宿泊税の取り扱いは。

また、数日前のキャンセル料(10%、50%など)に関してはどうか。

A キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

11 14時から17時の3時間といった、当日のみの利用の場合(小休憩)及び23時から25時といった、日をまたぐ利用の場合の取扱いは。

また、会議利用(2~3時間)のみとしての利用の場合の取扱いは。

A 当日のみの利用(いわゆるデイユース)の場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

また、日をまたぐ利用については、その利用が宿泊契約でない場合であっても、日をまたぐ6時間以上の利用であれば、宿泊とみなし、課税対象となります。後段のご質問の場合は、日をまたぎますが6時間未満の利用となりますので、宿泊税は課税されません。

なお、客室を会議のために利用する場合は、当日のみの利用の取扱いと同様となりますが、客室ではなく、会議室の使用に対する金額は、宿泊料金には含まれません。

12 ラブホテルのような休憩・宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのか。

A 宿泊税の課税対象となる宿泊の基準は、次のとおりです。

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
休憩契約の場合は「イ」、宿泊契約の場合は「ア」の基準により取り扱っていただくこととなります。

13 キャンプ場（バンガロー、テントサイト）は対象なのか。

料金は1サイト当たりの設定ですが、宿泊税は1人当たりとなるのか。

年齢を問わず徴収するのか。

A 宿泊税の課税対象となる施設は、金沢市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅ですので、バンガローは旅館業の許可を受けていれば課税対象ですが、旅館業の許可がないテントサイトは課税対象ではありません。

また、宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊当たりの宿泊料金により200円又は500円の宿泊税が課税されます。ただし、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満（税抜き）の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

なお、1棟（室）を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1棟（室）1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。

14 ホテル発行の無料宿泊券をご利用の場合の取扱いは。

A 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。ご質問のケースがこの場合であれば、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。したがって、ホテル発行の宿泊券を第三者が購入し、宿泊者が使用した場合は、宿泊税が課税されます。

15 宿泊料の全額をポイント（当ホテルチェーンのみ使用可）で支払われる場合は、宿泊料に宿泊税を盛り込んでも可能でしょうか。もしくは宿泊税はポイントなどの支払いは不可でしょうか。あくまでもホテル内での会計であって特に納税に関しては何も変わらないという解釈で良いでしょうか。

A 当該宿泊施設独自のポイント制度に基づくポイント利用等があった場合は、宿泊施設が宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合と同様に、ポイント利用後（値引き後）の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。ご質問の場合は、ポイント利用後の宿泊者が支払うべき宿泊料金が0円ということになりますので、宿泊税は課税されません。

なお、宿泊料金の一部を独自のポイントで支払われた場合は、ポイント利用後（値引き後）の宿泊者が支払うべき金額について宿泊税が課税されますが、宿泊税の徴収については、現金、クレジットカード、ポイント利用等、宿泊事業者の徴収のしやすい方法により徴収していただいております。

16 事前払いの場合、宿泊税込みでの料金を宿泊日前に受け取ることとなると思うが、宿泊客が連絡なしにキャンセルした場合、宿泊税は課税されるのか。

A キャンセル料を契約上違約金として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

17 清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれると思うが、お客様が寝具を汚した場合のクリーニング代や寝具等を購入した場合も宿泊代に含むのか。

A 宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれますが、追加で発生した料金については、宿泊料金には含みません。

4 宿泊者からの宿泊税の徴収に関すること

1 ご利用後に料金変更が発覚した場合は下記の例のように宿泊税も変更する必要があるのか（特に月をまたいだ際）。

例 本来、23,500円（＋宿泊税500円）を請求すべきところ、誤って19,500円（＋宿泊税200円）で頂戴し、後日金額の変更に気づき請求する際、差額の4,000円に合わせて、宿泊税の差額300円を頂く必要はあるか。

A 宿泊税は宿泊料金により税率が定められているため、ご質問の場合においては、ご指摘のとおり差額を徴収していただく必要があります。

なお、宿泊税の申告後に料金変更があった場合は、差額徴収分の納入に加え、修正申告が必要となりますので、ご注意ください。

2 宿泊者より宿泊税をいただいた場合、領収書またはレシートに「宿泊税〇〇円」と記載するより、預かり証を別途作成し、

「〇〇様外〇名 宿泊税〇円 令和 年 月 日 特別徴収義務者 〇〇ホテル 印」とする方が望ましいのではないかと。

A ご質問の、宿泊税分のみの領収書等の発行も可能です。ただし、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

3 領収書に税額を表記して、宿泊客に宿泊代及び食事代の相場が知られることを避けたいが、税額を入れず、「宿泊税込み」とだけ表記することは可能か。

A 宿泊者に交付する領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

4 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。

A 領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。

5 宿泊税の支払いの折に、お客様が拒否された場合どうなるのか。特に外国人の場合、言語の問題もあり、支払いに納得されず、トラブルになることもあり得るのではないか。

A 本市としても、宿泊税の周知徹底に努めてまいりますので、広報物等で宿泊客の方に納税の義務があることをご説明いただくとともに、宿泊料金と合わせて事前に徴収いただくなど、宿泊事業者の徴収のしやすい方法でご対応いただきますようお願いいたします。

また、宿泊される方にご説明いただく際には、日本語、英語、中国語及び韓国語を併記したチラシ等をご活用ください。

なお、法令上は、仮に宿泊税が納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第4項）。

6 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担か。

A 宿泊税をクレジットカードで支払われた場合の手数料につきましては、事業者様にご負担いただくこととなります。

7 お客様からの納税苦情があった場合はどう対応したらよいか。

A 苦情につきましては、本市から配布する広報物等も御活用いただき、ご説明いただきますようお願いいたします。また、金沢市税務課宿泊税担当（076 - 220-2147）にご連絡いただくこともできます。

5 申告・納入に関すること

1 宿泊日は、どの日付を基準に考えればよいか。

A 宿泊日は、チェックインの日付が基準となります。ただし、レイトチェックインの場合等は、契約上の宿泊日とするなど、宿泊施設において、宿泊日として取り扱う日を宿泊日としていただいても構いません。

2 連泊する宿泊者に対して、日付毎の人数を出すのが煩雑なので、連泊の方は、チェックインの日付で人数カウントをしてもよいか。

A 宿泊税の申告の際には宿泊税納入申告書と、宿泊日ごとに税率別の宿泊数を記載した宿泊税月計表の提出が必要です。そのため、連泊の場合の宿泊数については、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いします。

宿泊税月計表は、宿泊施設で作成・保管をする帳簿と売上傳票との整合性を確保するため、日ごとに税率別の課税対象宿泊数等の記載をお願いしているものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、記載事項が宿泊税月計表と同様であれば、様式は問いません。

3 チェックイン時に精算しているのに、末日から初日にまたがる時、人数のカウントは末日でよいか。

A 一般的には、チェックインの日が宿泊日として取り扱われていると思いますが、そうでない場合は、宿泊施設の取扱いによりご判断いただきますようお願いします。

なお、宿泊数は、宿泊日ごとに計上していただくこととしていますので、事前精算の場合における連泊時の宿泊数についても、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いします。

4 宿泊がない月は、納入申告書の作成は必要か。1か月の内に実働がなかった場合、月計表は必要か。

A 宿泊がない月でも納入申告書の提出をお願いいたします。納入申告書の各項目には「0」と記入してください。なお、宿泊がない月は、月計表の添付は必要ありません。

5 各種申告書等の電子データを送付してほしい。

A 各種様式につきましては、本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードの上、ご利用いただきますようお願いいたします。

6 電子申告・電子納入は可能か。

A 令和3年4月1日から「金沢市電子申請サービス」を利用した電子申告を開始しています。手続き等詳細については、金沢市ホームページの「宿泊税電子申告の手引」をご参照ください。また、令和5年10月16日から、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を通じた電子申告・電子納入の対象税目・納入手段が拡大され、宿泊税に関しても、地方税共通納税システムから支払が可能となっております。

7 納入申告書と宿泊税月計表は、Excel等の指定フォーマットに入力して、メールで提出することは可能か。

A 納入申告書及び宿泊税月計表については、電子申告あるいは紙媒体での提出をお願いいたします。

8 申告額の訂正を納入後に行うことは可能か。

A 申告いただいた宿泊税額に誤りがあった場合、更正の請求をしていただいたうえで、更正を行うこととなります。

9 1か月ごとに納入するのは負担になるので、まとめて納入できるようにしてほしい。

A 宿泊税の申告納入は原則として毎月としていますが、一定の要件を満たす場合は、申請により、3か月ごとの申告納入とする特例を設けています。

10 複数の宿泊施設を管理していますが、まとめて納入することは可能ですか。
東京都のように将来的に合算申告できるようにならないですか。

A 宿泊施設ごとに申告納入していただきますようお願いいたします。合算申告の予定はありません。

11 納入に係る振込手数料の取扱いは。

A 次の金沢市指定金融機関等での納入の場合、手数料はかかりません。

(令和6年4月1日現在)

銀行	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行
信用金庫	金沢信用金庫、のと共栄信用金庫、 はくさん信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫
信用組合	金沢中央信用組合、イオ信用組合、横浜幸銀信用組合
その他	金沢市農業協同組合、金沢中央農業協同組合、北陸労働金庫、 石川県信用農業協同組合連合会、 東日本信用漁業協同組合連合会（石川支店に限る）

上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）

12 金融機関の窓口以外で納入することはできるか。

A 令和5年10月16日から、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じた電子納入の対象税目・納入手段が拡大され、宿泊税に関しても、地方税共通納税システムにてダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードによる納入が可能となっております。

13 売り掛けの場合の宿泊税の納入は、入金された月の翌月となるのか、宿泊した月の翌月となるのか。宿泊日を基準にするのか、支払日を基準にするのか。

A 宿泊税は、宿泊客が宿泊した日を基準として申告納入を行っていただきますようお願いいたします。

14 宿泊者数を毎月末日で計算して翌月末日納入とあるが、締めの関係で、20日締、翌月末日納入とすることは可能か。

A 各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告及び納入を行っていただきますようお願いいたします。

また、申請により申告及び納入の期限の特例が適用された場合についても、対象期間における各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、6月、9月、12月及び3月の末日までに、それぞれ申告及び納入を行っていただきますようお願いいたします。

15 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。

A 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなりますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というふうに分けて計上してください。

16 帳簿は、サーバー上に電子データとして保存してもよいか。紙での保管が必要か。

A 特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿書類を作成する場合で、所定の要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

17 帳簿の保管について、現在エクセルを使用して帳簿を作成しているのですが、このデータを印刷し、紙媒体で保管することは可能か。

A 紙媒体で保管することは可能です。

18 宿泊施設を休業（廃業）する場合の手続は。

A 旅館業の許可事務を担当する本市衛生指導課に対し、休業（廃業）の手続を行ってください。その上で、宿泊税に関する手続として、宿泊施設営業休止（廃止）申告書を提出していただくこととなります。

19 宿泊数の申告の確認はどのように行うのか。

A 必要に応じて、税務調査を行います。

20 宿泊税のために、国税のようにホテルの経営情報等を全て開示しなければならないのか。

A 宿泊税条例の規定により帳簿に記載いただく事項は、宿泊年月日、宿泊料金（宿泊に伴う売上げとして、通常、帳簿等に記載されている額）及び宿泊者数と宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額です。

また、保存いただく書類としては、宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額の記載があるものです。

したがって、宿泊税の申告や納入が適正に行われているかを確認できる内容の保存等をお願いするものです。

6 特別徴収事務交付金に関すること

1 宿泊税徴収事務による経費増加（ホームページ変更、システム導入等）に対する補助金はあるのか。

A 宿泊税の徴収、申告、納入等について事務的な負担をおかけすることとなるため、登録特別徴収義務者に対しその報償として交付金を交付しています。宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請をし、その登録を受けていること及び納入期限までに申告納入が行われていることが要件となります。

令和11年3月申告分までは、期限内に納入された場合、納入額の3.0%を乗じた額に、納入期限までの申告1月につき1,000円を加算します。令和11年4月申告分からは、期限内に納入された額の2.5%を乗じた額となります。

2 システムを変更することになった場合、補助金はあるのか。

A 宿泊事業者の事務負担を考慮して交付する特別徴収事務交付金は、用途を限定していないため、システム変更に要する費用に使用することが可能です。